

保医発 0226 第 4 号  
令和 3 年 2 月 26 日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定  
保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(令和  
3年厚生労働省告示第57号)が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところ  
である。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年厚生  
労働省告示第61号)の に規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記の  
とおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等  
に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和3年4月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医  
療材料(使用歯科材料料)の算定について」(令和2年3月5日保医発0305第10号)  
の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 69点
- ロ 小白歯・前歯 43点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33点
- ロ 小白歯・前歯 21点

(ファイバーポスト)

1本につき 69点

M005 装着

1 歯冠修復物(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
  - a 標準型 17点
  - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10点
  - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 4点

2 仮着(1歯につき) 4点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
  - a 標準型 17点
  - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10点
  - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン 4点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11点

ロ 複雑なもの 29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 10点

b 複雑なもの 26点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9点

b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4点

ロ 複雑なもの 11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

3 歯科充填用材料 2点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 834点

(2) 4分の3冠 1,042点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの 321点

b 複雑なもの 593点

ロ 5分の4冠 746点

ハ 全部金属冠 939点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 218点

b 複雑なもの 434点

ロ 4分の3冠 536点

ハ 5分の4冠 536点

ニ 全部金属冠 672点

4 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー	
a 単純なもの	19点
b 複雑なもの	33点
ロ 5分の4冠	42点
ハ 全部金属冠	52点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	12点
b 複雑なもの	24点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	30点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	30点
ニ 全部金属冠	38点
5 純チタン2種	66点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	837点
2 銀合金を用いた場合	84点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29点
(2) 複雑なもの	40点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183点
M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)	
1 CAD/CAM冠用材料( )	228点
2 CAD/CAM冠用材料( )	254点
3 CAD/CAM冠用材料( )	442点
4 CAD/CAM冠用材料( )	576点
注 CAD/CAM冠用材料( )を小臼歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料( )により算定する。	
M016 乳歯冠(1歯につき)	
1 乳歯金属冠	30点
2 その他の場合	
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1歯につき	2点
M016-3 既製金属冠(1歯につき)	29点
M017 ポンティック(1歯につき)	
1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	1,081点
ロ 小臼歯	814点
(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	42点
2 レジン前装金属ポンティック	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	650 点
ロ 小臼歯	814 点
ハ 大臼歯	1,081 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	54 点
ロ 小臼歯	54 点
ハ 大臼歯	54 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,142 点
ロ 犬歯・小臼歯	929 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	929 点
ロ 犬歯・小臼歯	713 点
ハ 前歯（切歯）	549 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	864 点
ロ 犬歯・小臼歯	676 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	593 点
ロ 犬歯・小臼歯	516 点
ハ 前歯（切歯）	479 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	570 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	441 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場	

合

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 前歯     | 239 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 258 点 |
| (3) 大白歯    | 297 点 |

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 前歯     | 46 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 46 点 |
| (3) 大白歯    | 46 点 |

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | 1,386 点 |
| (2) 鑄造用コバルトクロム合金       | 18 点    |

2 屈曲バー

- |          |      |
|----------|------|
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 39 点 |
|----------|------|

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顎につき）

- |         |       |
|---------|-------|
| 1 シリコン系 | 168 点 |
| 2 アクリル系 | 100 点 |